

●香川県告示第377号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業の免許の内容となる事項等を次のように定めたので、同条第5項により公示する。

平成24年8月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 免許の内容となる事項、制限又は条件及び地元地区

計画番号区第1号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町ハジキ鼻沖

イ 点の位置

基点A ハジキ鼻

〃 B 江ノ浦埋立地西側護岸北角

〃 C 御殿山高頂（88メートル）南側の小高

〃 D 大島アバギの鼻西端

〃 E 高松市女木島北の高頂（109メートル）

〃 F 高松市屋島台頂北端（北嶺北端）

〃 G 相引川尻中央点（牟礼町旧久通塩田北西端から真西へ引いた線の中央点）

点 イ AからB見通し線上Aから250メートルのところ

〃 ロ AからB見通し線上イからBへ150メートルのところ

〃 ハ イからE見通し線とDからG見通し線との交差点

〃 ニ CからF見通し線とDからG見通し線との交差点

〃 ホ イからE見通し線上ハからイへ75メートルのところ

〃 ヘ CからF見通し線上ニからCへ70メートルのところ

〃 ト ロからヘ見通し線上ロから100メートルのところ

〃 チ イからE見通し線上イから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 ホヘ、ヘト、トチ、チホの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町

計画番号区第2号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町ハジキ鼻地先

イ 点の位置

- 基点A ハジキ鼻
- " B 大島東端
- " C 高松市屋島東町宮ノ窪州鼻（旧防砂堤跡）
- " D 高松市女木島中の高頂（187メートル）
- " E 高松市女木島北端
- " F 米ハカリ鼻

点 イ AからB見通し線上Aから200メートルのところ

" ロ イからC見通し線とFからE見通し線との交差点

" ハ FからE見通し線上口からEへ350メートルのところ

" ニ イからD見通し線上イからDへ350メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町

2 免許予定日 平成24年11月1日

3 免許の存続期間 平成24年11月1日から平成25年9月30日まで

4 免許申請期間 平成24年9月27日8時30分から同月28日17時まで